

【ネパール】 特許・意匠出願ファイル焼失に伴う再提出要請について

ネパール産業省（Department of Industry : DOI）は、2026年1月14日付で、特許および意匠に関する重要な公示を行いました。

これは、2025年9月に発生した抗議行動の激化により、DOI庁舎が破壊行為および火災の被害を受け、特許・意匠出願に関する書類が焼失したことを受けた対応です。

この事態により、2025年9月9日以前に出願または権利を取得している出願人・権利者に対し、公示日から90日以内に関連書類を再提出するよう要請されています。

弊所では該当案件はございませんが、該当する出願や権利をお持ちの場合は、期限内の提出が必要となりますので、早めの確認をお勧めします。